

## 京都大学総合専門業務室要項等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学総合専門業務室要項</b> (平成22年3月9日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部<u>又は</u>共通事務部において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 (同 左)</p> <p>2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部、<u>共通事務部又は監査室</u>において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>附 則（令和7年9月総長裁定） この要項は、令和7年10月1日から実施する。</p>
<p><b>京都大学事務委任等規程</b> (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>及び</u>各共通事務部をいう。</p> <p>2～8 (略) (中 略)</p> <p>第4条 総長は、人事事務のうち、部局又は学系若しくは全学教員部における次の各号に掲げる権限については、教員にあっては当該教員が所属する学系又は全学教員部（以下「学系等」という。）の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織（国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号）第2条第3項に定めるものをいう。）又は教育研究組織（国立大学法人京都大学教員選考規程</p>	<p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>、各共通事務部及び組織規程第57条第1項の監査室</u>をいう。</p> <p>2～8 (同 左)</p> <p>第4条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第2条第2項に定めるものをいう。)を担当する理事。以下同じ。)に、教職員等(教員を除く。)にあっては当該部局の長に委任する。この場合において、学系等の長は、必要と認めるときは、委任された事項について、当該学系等及び部局の定めるところにより、当該部局の長に再委任することができる。</p> <p>(1) 教職員等が労働者災害補償保険法(昭和2年法律第50号)に基づく補償又は保険給付を請求する場合における事業主が行うべき証明に係る権限</p> <p>(2) 教職員(次の表の左欄に掲げる者を除く。)の兼業(次の表の右欄に掲げる場合を除く。)の許可、不許可を決定する権限</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(同 左)</p>
<p>1 部局及び学系の長 2 一般職俸給表(一)の適用を受ける者のうち、組織規程第46条の3第1項に定める事業推進組織(以下この表において「事業推進組織」という。)並びに京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)別表1及び別表2に定める事務組織(以下この表において「事務組織」という。)に勤務する者</p> <p>3~6 (略)</p> <p>2 (1)~(15) 3 4</p> <p>(後 略)</p>	<p>1 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする会社その他の団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合 2 自ら営利企業を営む場合(名義人が他人であつても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。)</p> <p>1 部局及び学系の長 2 一般職俸給表(一)の適用を受ける者のうち、組織規程第46条の3第1項に定める事業推進組織(以下この表において「事業推進組織」という。)並びに京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)別表1及び別表2に定める事務組織(以下この表において「事務組織」という。)に勤務する者 3~6 (同 左)</p> <p>2 (1)~(15) 3 4</p> <p>(同 左)</p>
<p>国立大学法人京都大学が実施する会議等における飲食費支出基準 (平成25年3月1日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p>	<p>附 則(令和7年9月総長裁定) この要項は、令和7年10月1日から実施する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(支払手続)</p> <p>第5条 飲食費の支出を求める教職員（以下「実施責任者」という。）は、会議等の開催前に飲食費支出伺（様式1）を部局等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>並びに</u>事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューション・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部をいう。）の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略) (後 略)</p>	<p>(支払手続)</p> <p>第5条 飲食費の支出を求める教職員（以下「実施責任者」という。）は、会議等の開催前に飲食費支出伺（様式1）を部局等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>並びに</u>事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューション・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部<u>並びに監査室を</u>いう。）の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>附 則（令和7年9月総長裁定） この要項は、令和7年10月1日から実施する。</p>